令和７年７月１日

建設事業　代表者　殿

沖縄県建設業関係労働時間削減推進協議会

建設業の働き方改革に関する労働時間等説明会の開催について

平素から建設業の働き方改革につきましては格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、働き方改革に向けて、改正建設業法や改正労働基準法が順次施行されているところ、令和６年４月１日からは時間外労働の上限規制が適用されています。

そこで、上限規制の適用に向けた各種支援策や働き方改革の各種取組について、各社代表者をはじめ経営担当の皆様にご紹介いたしたく、別添のとおり説明会を開催いたしますので、ぜひご参加いただきますようご案内申し上げます。

なお、多くの事業者にご参加いただくため、原則として１社２名までとさせていただきます。（３名以上をご希望の場合は、下記の問い合わせ先までご相談ください。）

沖縄県建設業関係労働時間削減推進協議会
構成団体（順不同） 一般社団法人　沖縄県建設業協会 沖縄総合事務局　開発建設部　建設産業・地方整備課／技術管理課 沖縄県　土木建築部　技術・建設業課 一般社団法人　沖縄県経営者協会 沖縄県商工会議所連合会 沖縄県商工会連合会 沖縄労働局　労働基準部

労働時間等説明会のお申込みに関する問い合わせ先	
一般社団法人　沖縄県建設業協会	TEL：098-876-5211（申込・受付について）
沖縄労働局　労働基準部監督課	TEL：098-868-4303（説明会内容について）

建設業の働き方改革に関する労働時間等説明会

会　場	開催日時	説明内容
【中南部地区】 沖縄コンベンションセンター会議棟Ａ1 《収容人数 250 名》	9 月 10 日（水） 13：30～15：30	1.　時間外労働の上限規制のわかりやすい解説について 【各労働基準監督署】労働時間相談・支援班（20 分） 2．人材確保対策について 【沖縄労働局職業安定部】職業安定課（20 分） 3．建設業の働き方改革の推進、適正な工期について 【沖縄総合事務局開発建設部】 建設産業・地方整備課（20 分） 4．公共工事の執行に係る最近の動向について 【沖縄総合事務局開発建設部】技術管理課（20 分） 5．新３K を実現するための沖縄県の取組について 【沖縄県土木建築部】技術・建設業課（15 分） 6．働き方改革に向けた取組（助成金等）について 【沖縄働き方改革推進支援センター】（25 分）
【宮古地区】 建設業協会宮古支部 （宮古建設会館） 《収容人数 60 名》	9 月 12 日（金） 13：30～15：30	
【八重山地区】 建設業協会八重山支部 （八重山建設会館） 《収容人数 42 名》	9 月 17 日（水） 13：30～15：30	
【北部地区】 北部雇用能力総合センター（多目的ホール） 《収容人数 120 名》	9 月 18 日（木） 13：30～15：30	

お申込み方法
貴社のご都合により参加する会場をお選びいただき、 「申込用 QR コード」又は下記「URL」よりお申込みください。 先着順で受け付けさせていただきます。尚、URL のリンク先が 開かない場合は、URL をコピーの上、検索バーに貼付けてアクセス下さい。 【URL】https://forms.gle/zddNuPNaHa4gmB4N7 ※お申込受付は先着順とし、定員になり次第、締め切らせていただきます。

説明内容に関する問い合わせ先一覧		電話番号
各労働基準監督署	那覇労働基準監督署	098-868-8033
	沖縄労働基準監督署	098-982-1263
	名護労働基準監督署	0980-52-2691
	宮古労働基準監督署	0980-72-2303
	八重山労働基準監督署	0980-82-2344
沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課		098-866-1910
沖縄総合事務局 開発建設部 技術管理課		098-866-1904
沖縄県土木建築部 技術・建設業課		098-866-2374

建設業の「働き方」が変わりました！

建設業の事業主の皆様へ

2024（令和６）４月１日から時間外労働の上限規制が適用されました。

民間建設工事を発注される皆様へ

労働時間説明会アンケート結果より、民間発注工事現場は週休２日制の採用が少ないことから、働き方改革の推進のため、下記事項に配慮した適正な工期設定をお願いします。

2018 年に公布された働き方改革関連法による改正労働基準法において、建設業についても、以下のポイントのとおり、時間外労働の上限規制等が罰則付きで適用されました。建設業も他業種と同様、働き方改革を進めることが重要であり、働く方の長時間労働を是正するため、**発注事業者の経営トップ自らが認識**し、本改正の円滑な施行のため**社内の関係部署への周知をお願いします。**

Point 1　上限規制を超える場合、それ以上は働けません

2024（令和 6）年 4 月 1 日から
建設業も他業種と同様、時間外労働は**原則月 45 時間、年 360 時間**となります。
臨時的な特別な事情（36 協定の特別条項）があっても、**次の上限を超えるものは禁止となりました。**［注］災害時の復旧・復興の事業について例外あり（裏面参照）

① **１年間**の時間外労働　**７２０時間以内**
② **１か月**の時間外労働と休日労働の合計　**１００時間未満**
③ **複数月**の時間外労働と休日労働の合計　**月平均８０時間以内** ※
※「２ケ月平均」「３ケ月平均」「４ケ月平均」「５ケ月平均」「６ケ月平均」すべてが 80 時間以内
④ 時間外労働が**月４５時間を超える**のは、**年６回まで**

【注】上記に違反した場合には罰則が適用される場合があります。

Point 2　長時間労働のコストが増加しました

2023（令和 5）年 4 月 1 日から
中小企業での**月 60 時間超えの時間外労働の割増賃金率が引き上げられました**

	１か月の時間外労働	
	60 時間以下	60 時間超え
大企業	２５％	５０％
中小企業	２５％	**２５→５０％**

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
沖縄労働局／各労働基準監督署

Point 3　経営トップが改正の趣旨・概要を理解し、関係部署に周知しましょう

Point 4　適切な工期を設定しましょう

たとえ発注者と受注者で工期を合意・契約していても、労働基準法に基づく上限規制を上回って作業を行うことはできません。（上限規制違反の工事は法律で禁止！）

Point 5　適切に契約変更（工期設定）しましょう

工程の遅れを生じさせるような事象等が生じた場合、受注者とともに遅れの原因を明らかにし、その原因を特定（発注者の責めに帰すべきもの、受注者の責めにきすべきもの、不可抗力のように受発注者の責めに帰すべきことができないもの）したうえで、受発注者間で協議して必要に応じて契約変更を行いましょう。

改正建設業法や工期に関する基準

国土交通大臣等は著しく短い工期で契約を締結した発注者に対し、勧告を行うことができ、従わない場合はその旨を公表することができます。また、令和６年６月の建設業法改正により、著しく短い工期での契約締結は、新たに受注者にも禁止されます。

発注者と受注者（元請と下請、１次と２次下請等含む）において考慮すべき事項として「建設工事の工期に関する基準」が定められています。

工期に関する基準
（R6.3. 27 改定）

リーフレット

「下請けたたき」は禁止されています！

著しく短い工期を設定するなどの行為（いわゆる「下請けたたき」）は、建設業法で禁止されています。労働基準監督署では、国交省への取次も行っています。

建設業者 →（相談）→ 労働基準監督署 →（取次ぎ）→ 国土交通省 →（調査・指導）→ 注文者※

※「注文者」には、元請負人、下請にだしている下請負人、発注者が含まれます。

公共工事発注機関などの方へ（上限規制の例外）

労働時間の上限規制について、次の例外があります。ただし、いずれの場合も、残業時間についての割増賃金の支払いが必要です。

① 災害時における復旧・復興の事業（労働基準法第 139 条）
※当面の間、単月 100 時間未満と複数月平均 80 時間以内の上限が適用されません。年 720 時間以内、月 45 時間超えは年 6 回までの上限は適用されます。

② 人命・公益の保護のため、災害がその他避けることのできない自由によって、臨時の必要がある場合（労働基準法第 33 条）
※ 労働基準監督署長の事前許可申請または事後の届出が必要
※ 建設事業者の申請等に当たって、発注者は、事業の公益目的や臨時の必要性などを受注者に示しましょう。

厚生労働省 HP
時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務

パンフレットや Q&A など各種資料を掲載

この資料内容のうち、建設業法や「工期に関する基準」に関するお問い合わせは、
所管行政機関の国土交通省（沖縄総合事務局開発建設部）代表 TEL：098-866-0031
労働時間制度に関するお問い合わせは沖縄労働局（監督課）TEL：098-868-4303 までお願いします。

ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare　沖縄労働局／各労働基準監督署